

なごみ監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

平成 19 年 10 月 25 日

公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会は、なごみ監査法人を検査した結果、下記のとおり、当該監査法人の運営が著しく不当と認められたので、本日、金融庁長官に対して、公認会計士法第 41 条の 2 の規定に基づき、当該監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

なごみ監査法人を検査した結果、以下のとおり問題がみられ、当該監査法人の運営は著しく不当なものと認められる。

1. 当該監査法人においては、代表者が、監査法人の存続のために必要な社員数の確保を優先させており、社員に対して監査業務の質の向上を図るための取組みを厳格に求めておらず、また、監査の品質管理のシステムに関する各責任者の中にも、その責任を十分自覚していない者がいる。このような状況のもとに、監査法人の業務運営が実施されていることから、品質管理のシステムの整備や監査業務の遂行において多数の問題が生じているものと認められ、監査法人として組織的に業務を遂行する態勢は不十分である。
2. 監査の品質管理全般にわたって方針と手続が未整備又は不十分である。また、監査法人として監査契約の新規の締結の手続や審査等を実施していない監査業務があるなど、監査の基準等に準拠していない手続が多数認められ、内部管理態勢は不十分である。
3. 監査業務の遂行においては、リスク・アプローチに基づく監査計画の立案が不十分であるなど監査の基準に準拠していない監査手続が広範にみられるほか、監査調書の作成及び査閲が不十分であり、監査実施における検討過程が明らかでない監査業務がある。また、監査上の重要な論点について、十分な監査手続を実施せずに監査意見を形成するなど、職業的専門家として正当な注意を払い、懐疑心を保持して監査を実施したものとは認められない監査業務がある。
4. 監査業務に係る審査においては、監査計画あるいは監査意見の審査が実施されていない監査業務がみられるほか、監査上の重要な論点について、深度ある審査が実施されていないなど、審査態勢は不十分である。
5. 日常的監視及び監査業務の定期的な検証を実施する機構については、形式的に担当者が配置されているのみで、これまで全く機能していない。

6. 直近の日本公認会計士協会の品質管理レビューで前回と同様な指摘を含む多数の指摘を受けたが、指摘事項に関する分析・検討が不十分なことから、今回の検査においても未改善又は改善が不十分なものが多数認められており、監査法人として業務改善に真摯に取り組んでいないものと認められる。

連絡・お問い合わせ

公認会計士・監査審査会事務局

(代表)03-5114-3600